

令和4年度 第1回 仙台市交通政策推進協議会 議事録

- 日 時 令和4年5月27日（金） 10:00～11:30
- 会 場 青葉区役所 7階 第1・2会議室
- 出席委員 吉田樹委員、青木俊明委員、菊池輝委員、松原陽一委員、小林拓也委員
大石雅邦委員、小野潤哉委員、岩田憲明委員、鈴木雅弘委員
奥山武信委員、山田和義委員、木村和博委員、岩間文貴委員、白鳥裕之委員
菅井茂委員、山口裕子委員、平嶋教義委員、大友幸則委員、二階堂聡委員
[19名]
- 代理出席 工藤金充氏（高濱康亘委員代理）、遊佐久昭氏（中嶋吉則委員代理）
今野聡氏（中山弥須夫委員代理）、佐々木芳陸氏（大宮利幸委員代理）
松木晃一氏（桃野智文委員代理） [5名]
- 欠席委員 なし
- 仙 台 市 遠藤弘一都市整備局次長、佐藤桂交通政策課長
（事務局） 五十嵐大公共交通推進課長、齋藤貴之交通政策課主幹兼計画係長
渡邊康英公共交通推進課利用促進係長
早坂佳高公共交通推進課利用促進係主査
吉田誠公共交通推進課利用促進係技師
- 次 第 1 開会
2 挨拶
3 報告
（1）仙台市交通政策推進協議会委員の改選について
4 議事
（1）令和3年度決算（案）、監査、令和4年度予算（案）について
（2）地域公共交通計画における施策の取組について
（3）協議会業務委託契約手続きについて
5 今後のスケジュール
6 その他
7 閉会
- 配布資料 資料1 仙台市交通政策推進協議会 委員名簿
資料2-1 仙台市交通政策推進協議会 令和3年度決算等について
別紙 令和3年度監査報告書

資料 2-2 仙台市交通政策推進協議会 令和 4 年度予算について

資料 3 地域公共交通利便増進事業・地域旅客運送サービス継続事業について

資料 4 施策の取組概要及びスケジュール等について

資料 5 協議会業務委託契約手続きについて

参考資料 仙台市交通政策推進協議会設置要綱

仙台市交通政策推進協議会運営要領

1 開会

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

それでは、定刻となりましたので、これより令和 4 年度第 1 回仙台市交通政策推進協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、また、お足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます仙台市都市整備局交通政策課の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

また、会議にご出席・傍聴されている皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策として、屋内での会話を伴う会議でございますので、マスク着用のご協力よろしくお願いいたします。

初めにお配りしている資料の確認をさせていただきます。

(配布資料の確認、中略)

2 挨拶

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

それでは、次第の 2 番、挨拶といたしまして、吉田会長よりご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○吉田樹 会長

皆様おはようございます、福島大学の吉田でございます。本日は大変強い雨でお足元が悪い中、お集まりくださりましてありがとうございます。

昨年度の協議会で、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画である、仙台市地域公共交通計画を策定いたしました。その中で、幹線的な区間であるバスのネットワークのあり方をどうしていくかが一つの主要課題となっております。もちろん、それ以外に、郊外部の移動手段の確保をどうするか、というところももう 1 点課題になっておりますけれども、国の補助事業等を活用する可能性を見込みながら、利便増進実施計画を策定することが今年度のテーマになります。

今日は、今年度どういうスケジュールで協議会を進めていくか、あるいは、国の制度がどういうものであるのかということについても、皆さんと共有を図ってまいり

たいと思います。限られた時間ではございますけれども、多方面からご意見を頂戴できればと思っています。何卒よろしくお願いいたします。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

ありがとうございました。続きまして、今年度より仙台市都市整備局交通政策担当次長として異動してまいりました、遠藤より挨拶申し上げます。

○遠藤弘一 都市整備局次長

皆様おはようございます。都市整備局次長の遠藤です。事務局を代表いたしまして、一言挨拶させていただきます。本日はあいにくの天候にもかかわらず、お忙しい中、皆様この協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様には、日頃より本市の交通政策をはじめ、市政全般にわたり、多大なるご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、交通事業者の皆様におかれましては、コロナ禍に加え、昨今の燃料価格及び物価高騰という、非常に厳しい社会情勢のもと、市民の移動手段の確保にご尽力いただいているところにつきまして、敬意を表したいと思います。

まずこの協議会につきましては、本市の交通政策に関わる基本的な考え方や、取組施策といった本市の政策立案にあたって皆様からのご意見をいただく場ということとともに、取組施策を効果的に進められるよう、連携体制を構築する目的で設置しております。先ほど吉田会長のご挨拶の中にもありましたが、今年度は、昨年度策定いたしました地域公共交通計画に掲げております取組施策を実現するために、深く議論していただき、実現していきたいと考えております。今年度もこの協議会の中で、そういった目的に沿って、議論を深めていきたいと考えておりますので、皆様のご協力の程お願いしたいと思います。本日は限られた時間になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

3 報告

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

続きまして、次第の3番、報告といたしまして、仙台市交通政策推進協議会委員の改選についてご報告いたします。お配りしました資料1の委員名簿をご覧ください。

今回、3名の委員におかれまして、人事異動に伴う変更がございましたので、お名前をご紹介させていただきます。まず、国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課長の高濱康亘様。なお、本日は代理出席といたしまして、建設専門官の工藤金充様にご出席いただいております。続きまして、宮城県仙台塩釜港湾事務所長の小野潤哉様でございます。続きまして、公益財団法人仙台観光国際協会副理事長の岩間文貴様でございます。その他の委員の方々、並びに事務局の紹介につきましては、お配

りました出席者名簿、並びに座席表にて代えさせていただきますので、ご了承ください。

続きまして本日の会議の成立についてご報告いたします。本日、委員 24 名中、代理出席 5 名を含めた 24 名の出席でございますので、設置要綱第 6 条第 2 項に基づく定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

それではここからの進行につきましては、設置要綱第 5 条に基づきまして、吉田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

4 議事

○吉田樹 会長

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

さて、議事に入る前に、本会議の公開・非公開について、皆様にお諮りしたいと思います。この協議会につきましては、原則公開ということで進めてまいりますけれども、審議の中で非公開とする必要が出てきた場合には、その都度、委員の皆様にお諮りして決めてまいりたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(了承)

はい、ありがとうございます。

続きまして、今回の議事録に署名をお願いする委員は、仙台商工会議所の白鳥委員にお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(白鳥委員了承)

それでは議事の 1 点目、令和 3 年度決算案、監査、令和 4 年度予算案について事務局から説明をお願いいたします。

(1) 令和 3 年度決算 (案)、監査、令和 4 年度予算 (案) について

○吉田誠 公共交通推進課技師

それでは、議事について説明いたします。仙台市公共交通推進課の吉田と申します。着座にて説明をさせていただきます。

(資料 2-1 及び別紙の説明。中略)

令和 3 年度決算案と監査に関する説明は以上となりますが、監査委員につきまして 1 点ご報告がございます。

本協議会設置要綱第 7 条により、監査委員を 2 名置くこととなっております。仙台商工会議所の白鳥様と、昨年度まで仙台観光国際協会副理事長でありました、守様に務めていただいておりますが、守様の人事異動によって、今回は白鳥様お一人での監査となりました。

ここで、現在 1 名である監査委員につきまして、もう 1 名新たに協議会設置要綱第 7 条に基づき、会長よりご指名をお願いいたします。

○吉田樹 会長

それでは、監査委員に関しましては、協議会設置要綱第 7 条の中で「監査委員は委員のうちから会長が指名する」となっておりますので、私から指名させていただきます。守様の後任であります、仙台観光国際協会の岩間様にお願いできればと考えておりますけれども、岩間様いかがでしょうか。

(岩間委員了承)

ありがとうございます。では、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

○吉田誠 公共交通推進課技師

続きまして、令和 4 年度予算案についてご説明いたします。

(資料 2-2 の説明。中略)

○吉田樹 会長

ありがとうございました。資料 2-1 に基づいて昨年度決算、資料 2-2 に基づいて今年度予算案について事務局からご説明いただきました。では、皆様からご意見ご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

それではお諮りいたします。議事の 1 点目、昨年度の決算及び監査、今年度の予算案につきまして、お認めいただけますでしょうか。

(意見等なし、承認)

ありがとうございます。異議なしということでお認めいただきたいと思います。

それでは、2 番目の議事になります。地域公共交通計画における施策の取組についてということになります。こちら、冒頭で私からの挨拶の中でも触れさせていただきましたけれども、昨年度策定をいたしました、仙台市地域公共交通計画を具体化させていくにあたって、国の実施計画に則った事業も含めていきたいと考えているところでございます。

資料 3 に書いてあります、地域公共交通利便増進実施計画、それから地域旅客運送サービス継続実施計画、いずれも長い名前ではありますけれども、これは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、これに基づく実施計画、事業計画ということになります。

まず、事務局にご説明いただく前に、この実施計画の内容、制度の概要について、東北運輸局の小林さんからご説明いただきたいと思います。

(2) 地域公共交通計画における施策の取組について

○小林拓也 国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長

おはようございます。東北運輸局の小林でございます。吉田会長からもご紹介あり

ました通り、昨年度末策定された地域公共交通計画の具体的なアクションプランとして、今年度、策定に向けて目指していく、地域公共交通利便増進実施計画、それから、また別の事業スキームでありますけれども、地域旅客運送サービス継続実施計画についても紹介いただきたいとお話いただいておりますのでこちらもあわせて、ご説明させていただきます。

(資料3の説明。中略)

○吉田樹 会長

ありがとうございました。制度について詳しく説明していただいたかと思います。では、皆様からご質問ございましたらお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。

○菊池輝 東北工業大学工学部都市マネジメント学科教授

東北工業大学の菊池です。ご説明ありがとうございました。少し聞き漏らしてしまったので、教えていただきたいのですが、2つとも実施計画の記載事項③のところでは地方公共団体による支援の内容という項目がありますが、これは具体的にどのようなことを記載するのか、具体例を挙げて教えていただけますでしょうか。

○小林拓也 国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長

ありがとうございます。資料3でいうと、P.5のところになるかと思いますが、③地方公共団体による支援の内容ということで、これは地方公共団体が利便増進計画に盛り込んだ事業、例えば運行にどういう予算的な支援をするか、ということが典型的な1つの例になりますけれども、必ずしも予算的な措置には限りません。例えば利用促進に対して、地域と連携してどういうことをやるかといったようなものも含めて、地方公共団体がこの事業実施にどういう支援をするかというものを盛り込むことになっております。

○吉田樹 会長

ありがとうございます。ちなみに、⑤にそれぞれの運行費を誰がどのぐらい負担するのか、国や県の補助金をどれぐらい当て込むのか、というところを書きます。

ですけれども、路線系統によっては、市の負担がゼロということもあり得るわけであって、その場合に③のところでは、モビリティマネジメントや周知広報など、どういうものを取り組んでいくのかを書き込む、そのような体裁になっております。

その他ございますでしょうか。

○奥山武信 株式会社ミヤコーバス業務部長

ミヤコーバスの奥山でございます。質問でございますけれども、P.6の利便増進実施

計画策定のメリットの中で、手続きのワンストップ化がございます。この中で、利便増進実施計画と個別事業法に基づく事業計画等を、別々に提出する必要がなくなりますと書いてあり、個別事業法に基づく事業計画、バスであれば道路運送法に基づく事業計画になると思います。そちらは、今まで、事業者が単独で利便増進計画の中に入れて出していいという意味だと思うのですが、結局のところ許認可を受けるのはバス事業者になると思いますので、バス事業者がいろいろな申請書類を作成することは、多分今までと変わらないのではないかと思います。

そうすると、これまでバス事業者が運輸局に直接申請していたのは、2～3 か月前でしたが、利便増進実施計画の中に入れるとなると、もっと早く、4～5 か月前までに出してください、ということにもなりかねないのかなと、若干の危惧を持っております。もし、これをやるのであれば、書類の簡素化も併せて検討していただく必要があると思っております。

例えば、運賃を申請する時に、バス事業者で上限認可運賃申請に基づく運賃三角表と、社内や窓口で実際使うような運賃三角表の2つを作っております。

それが、例えば、上限運賃申請に基づく三角表はいらないので、実際使う実施運賃三角表だけでいい、ということになるのであれば、手続き面、非常に楽になってくるのですが、そのような書類作成、ないしは手続き面の簡素化もあるのかどうか、まず1つお尋ねをしたいと思います。

それから、もう1つの質問といたしまして、P.7の左下、事業スキームの一番下に事業許可等のみなし特例と書いてありますが、このみなし特例は具体的にどのようなものなのか、ということをご説明いただきたいなと思います。

以上2点、ご質問でございます。

○小林拓也 国土交通省東北運輸局交通政策部交通企画課長

まず1点目ですけれども、P.6の手続きのワンストップ化というところで、ご指摘の通り、個別事業法の申請に基づくような、事業計画や必要な書類を作成していただくこと自体に変わりはありません。手続きを利便増進実施計画と一体的に行うことができるというものになっております。

他方でご懸念にあるような、その分通常の申請より早く提出してほしいということは、我々としては求めてはおりませんので、そのご懸念は当たらないと考えております。書類の簡素化という意味では、この一本で手続きができるということに集約されるわけですけれども、この2つの計画を一体的に申請することができると、通常より早く求めることなく、提出いただくというような形になります。

それから2点目ですが、P.7にある事業許可等のみなし特例というのは、今の1点目の質問と関連するのですが、P.7でいうとサービス継続実施計画の認定を受けた時に、その事業に関する必要な個別事業法の許認可等を受けたものとみなす、というような法

律の規定ぶりになっておりまして、そういう意味でみなし特例と呼んでおります。ですので、先ほどご質問にあった、一本の手続きでワンストップでできるということ、少し別の言葉でいったものがみなし特例となっております。

○吉田樹 会長

ありがとうございました。私も実際に複数関わっていますので、分科会とかそういう場で実際に書類等を出したプロセスを見ていただいた方が早いかなと思っておりますので、またそこで確認ができればと思います。

その他ございますでしょうか。

(意見なし)

以上のような事業スキームというものを使っていく、特に前者の利便増進実施計画は、政令指定都市要件が外れるというメリットがあります。ですので、仙台市は政令指定都市ですから、通常、市内で完結をするバスや乗合タクシー、乗用タクシーを活用した輸送形態というところについての国の補助金が受けられないということが基本なわけですが、この利便増進実施計画が認められると、政令指定都市要件が外れるということになりますので、国の補助対象となる、ということですから、財政的に有利になると。ただ、地域旅客運送サービス継続事業自体は政令指定都市要件から外れないので、これは使う場所が限られるかもしれません。ただ、よくご覧になるとわかる通りに、継続事業の方は、あらかじめ事業者が、例えば、市バスや宮城交通さんが、廃止しますということを宣言した上で、じゃあその代替輸送についてどうするか、というところの考え方であって、利便増進実施計画というのは、それにとらわれずに、路線の再構築を進めていくものということになり、その入口だけが少し違うということになりますので、このサービス継続事業に書かれているような事柄も、利便増進実施計画の方に当て込むことは可能と理解しているところです。サービス継続計画事業の方を、仙台市に関わる場所で使うのであれば、例えば、泉と富谷、大和町とか名取とか、そういう市外に飛び出すところを含めて、何か見直しをしていく時に使える可能性があるということになるかと思います。少し補足しておきました。

それでは、こうした制度を踏まえながら、仙台市、この協議会として何を取り組んでいくのか、ここが非常に大事になってまいります。

資料4、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田誠 公共交通推進課技師

続きまして、仙台市の取組についてご説明いたします。

(資料4の説明。中略)

○吉田樹 会長

ありがとうございました。それでは、今年の施策の取組概要及びスケジュール等に関して、皆様からご意見ご質問承りたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

それではお諮りいたします。資料 4 の通り今年度の取組について進めていくということでもよろしいでしょうか。

(意見等なし、承認)

ありがとうございます。今回、P.2 に記載の事業者間ワーキングは今年度もすでに走らせているところがありまして、こういう形で検討しているというようなイメージというものが出てまいりました。これをもう少し具体化の調整を進めていく中で、利便増進実施計画をまとめていき、協議会に対しては、意見聴取ということで、皆様からご意見を頂戴して、最終的に利便増進実施計画を提出するにあたっては、この協議会の名称ではなく、仙台市という名称で提出することになります。法令上の手続き上、そういう形になっているということですので、少し追加させていただきたいと思っております。

それでは、次第の 3 番、資料 4 の中でも出てまいりました、利便増進実施計画に関わる策定検討業務委託についてでございます。よろしく願いいたします。

(3) 協議会業務委託契約手続きについて

○吉田誠 公共交通推進課技師

続きまして、資料 5 をご覧ください。利便増進実施計画の策定に向けた業務委託に関する契約手続きについて、ご説明させていただきます。

(資料 5 の説明。中略)

○吉田樹 会長

ありがとうございました。では、資料 5 の件につきまして、皆様からご意見ご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

○青木俊明 副会長

東北大学の青木と申します。1 点だけ確認させていただきたいのですが、利便増進実施計画の対象となるのは、ダイヤ調整だけということでしょうか。それとも、とりあえずここではダイヤ調整が前面に出ていますが、それ以外のものも今後含まれるという理解でもよろしいでしょうか。そこだけ確認させていただければと思います。

○早坂佳高 公共交通推進課主査

公共交通推進課の早坂でございます。今回の業務委託に関しましては、ダイヤ調整というところで3～5区間について検討を行います。委託外というところで、例えばダイヤ調整と併せて、モビリティマネジメントや、乗継利便性ということで、バス停の上屋とかそういったバス停のサービスというところが、連動して行う必要があると思いますので、委託の中ではダイヤ調整をメインでやっていきますが、直営でそういった作業を一緒に行いながら、取組を進めていきたいと考えております。

○吉田樹 会長

ありがとうございました。その他ございますでしょうか。

(意見なし)

それではお諮りいたします。資料5の協議会の業務委託契約手続きについて、原案通りお認めいただけますでしょうか。

(意見等なし、承認)

ありがとうございます。それでは、議事は三つ終わりました。今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

5 今後のスケジュール

○吉田誠 公共交通推進課技師

今後のスケジュールについて、次第の裏面をご覧ください。協議会の今後のスケジュールを入れさせていただいております。協議会は、年度内残り3回の開催を予定しております。先ほどご説明した内容と一部重複しておりますが、次回の8月に、利便増進実施計画の素案について、11月に、運輸局様に提出前の実施計画案、昨年度同様に地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価、そして、せんだい都市交通プランの進捗状況について、最後の3月に、利便増進実施計画の策定のご報告と、地域公共交通計画に位置付けた施策の取組報告を予定しております。

また、スケジュールの下に記載しておりますが、利便増進実施計画の策定に向けては、月に1回程度、吉田会長、関係する交通事業者の皆様、事務局で、公共交通ワーキングを行いながら進めてまいります。

協議会のスケジュール説明について、以上となります。

○吉田樹 会長

ありがとうございました。ではスケジュールに関しまして、皆様から何かご質問確認等ございますでしょうか。

(意見なし)

公共交通ワーキングはタイトなスケジュールの中でいろいろな調整をお願いするこ

とになるかと思えます。引き続きよろしくお願ひいたします。

これで、私に預けられていた案件は以上となりますけれども、全体を通しまして、この際、皆様からご発言なりたいことがあればお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

ありがとうございます。今年度、今日ご説明いただきましたように、実際の公共交通計画で定められていることの中の、実施計画の策定ということで、具体的に進めていく、そういう1年間になろうかと思っています。

併せて、今日は幹線区間のところの取り組みについて、中心にご紹介いただきましたけれども、当然、フィーダー的な区間、郊外の区間であるとか、あるいは、これは前回もお話しましたが、公共交通政策だけではなくて、全体的な交通政策の推進協議会ということもありますので、せんだい都市交通プランの進捗状況の確認というところについても、皆様と進めていくこととなります。様々な事業者間調整や、あるいはそれ以外の場でも、皆様からご意見をお伺いする場面が出てくるかと思えますけれども、引き続きご協力を賜れば幸いです。

では、進行を事務局にお返しいたします。

6 その他

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

吉田会長、ありがとうございます。次第の6番、その他といたしまして、事務局より連絡がございます。

○吉田誠 公共交通推進課技師

資料の最後に意見様式をお付けしております。今日ご意見等あった方もいらっしゃるかと思いますが、別途ご意見をお受けしたいと思えます。

ご意見のある方は、こちらの様式、任意様式でも結構でございますので、6月3日頃までに事務局にFAXまたはメールでお送りいただければと思えます。

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

次回の会議の開催につきまして、詳細な日時や場所等決まりましたら、また改めて皆様にご連絡いたします。

それでは、その他皆様より何かご連絡、ご報告等ございますでしょうか。

(発言なし)

7 閉会

○齋藤貴之 交通政策課主幹兼係長

以上をもちまして、令和4年度第1回仙台市交通政策推進協議会を閉会いたします。
本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

以 上